

研究ノート

諸外国の国立公文書館中期戦略計画の動向把握
— 米加豪仏英を対象として —

木方 幸久

はじめに

本稿は、諸外国の国立公文書館の中期戦略計画（以下、「戦略計画」という。）の動向を詳細に把握することで、その内容を詳らかにし、その動態（環境変化への適応）の傾向を明らかにすることを研究目的とする。具体的には、言語的制約等もあり、英仏語圏の5つの国立公文書館（アメリカ国立公文書記録管理院、カナダ国立図書館・公文書館、オーストラリア国立公文書館、フランス国立公文書館、イギリス国立公文書館）の戦略計画を取り上げている。

近時、これら各国の国立公文書館が、5年程度のスパンの中期的な戦略計画を作成しており、その背景には、①ナショナル・アイデンティティの重要性の増大に伴う歴史への問いかけ、②デジタル化等の技術の進捗に伴うアクセスや利用者サービスの飛躍的進歩の要請、③アーカイブズをめぐる国際化の必要性の増大、④国民への説明責任を果たし、国のかたちや国家の記憶を伝承していくというアーカイブズの基本的使命への期待の一層の高まりといった環境変化があると考えられる。

上記のような背景事情は我が国でも変わるところがないと考えられ、この研究は、我が国の国立公文書館の環境変化への適応を考える上での一つのヒントとなり得るだろう。

本稿では、第1章として研究方法を説明し、第2章として研究結果を示し、第3章でそれを考察した。最後に「おわりに」として、我が国国立公文書館への示唆等につき述べている。なお、本稿における各戦略計画の日本語訳はすべて筆者による。

1 研究方法

(1) 研究対象

本研究の対象となる各国の戦略計画の概要をまとめると表1のとおりである。各国ともに5か年程度の範囲で戦略計画を取りまとめている。また、各国ともに各国立公文書館のウェブサイトで公表されている。

表1 各国の戦略計画の概要

国	アメリカ	カナダ	オーストラリア	フランス	イギリス
名称	戦略計画 ¹	ビジョン2030 ²	戦略2030 ³	戦略 ⁴	戦略的優先事項 ⁵
期間	2022～2026年	～2030年 ⁷	～2030年 ⁸	2021～2025年	2023～2027年

なお、形式的には、例えばオーストラリアは下位計画（「法人計画2022-2023から2025-2026」⁹）を、フランスは上位計画（「公文書館の近代化に関する共通戦略の枠組み2020-2024」¹⁰）を持つ。ま

た、数値目標は、イギリスで比較的多く、他にはアメリカ、オーストラリアで少数見られる程度である。

(2) 考察の観点

考察に当たっては、傾向を把握するために、構成に着目した。具体的には、各国の戦略計画は、大項目¹¹のもとに小項目¹²がある構造になっているが、アメリカの章立てをもとに、まず、大項目から共通的で一定の普遍性を有する基礎的要素（以下、「第1次要素」という。）を抽出し、さらにそこから中程度の要素（以下、「第2次要素」という）を抽出した。

大項目はアメリカ、カナダ、オーストラリア、フランスは4つ、イギリスは3つである。表2は、抜き出したものである。

表2 各国戦略計画における大項目

アメリカ	カナダ	オーストラリア	フランス	イギリス
アクセスを起こそう。	利用者をコレクションの発見へと招待する。	可能にする：オーストラリア政府機関による情報・データ管理の最善の実践を可能にする。	私たちの政策の中心たる市民。	我々のコレクションの価値を構築する。
利用者をつなげる。	多様な声の反映。	保全する：オーストラリア政府の国家的に重要な情報・データを保全・保存する。	都市におけるオープンアーカイブズ。	つながりを通じて価値を創造すること。
NARAの国に対する価値を最大化する。	コミュニティに参加し、世界とパートナーシップを結ぶ。	つなげる：オーストラリア人を国のアーカイブコレクションにつなげる。	何人に対しても、よりアクセスしやすい記録とデータ。	管理者の制度を通じて価値を持続可能にする。
職員を通じて未来を創造する。	スタッフを支援し、遺産を持続可能にする。	革新する：デジタル時代のアーカイブズの活動を主導すべく革新する。	未来の世代に残す集合的記憶。	

まず、本文の記述も勘案しつつ、大項目から第1次要素を抽出すると、すべての国に共通するものとして、「アクセスの重要性」、「利用者サービスの向上」、「社会的貢献」に関わるものが挙げられる。また、多くの国で共通するものとして、「政府に対する貢献」、「職員力の向上等」、「内外との協

力」に関わるものが挙げられる。

小項目については、アメリカは14、カナダは18、オーストラリアは20、フランスは27、イギリスは14に分類できる。なお、カナダとフランスについては、小項目の記述が抽象的なので、小項目の内容を示す戦略計画本文から具体的な記述を要約して、小項目の後ろに記載している。

次に、6つの第1次要素は、下表のとおり24の第2次要素に整理することができる。

表3 第1次要素と第2次要素の対応関係

第1次要素	第2次要素
アクセスの重要性	特定のコミュニティのアーカイブズの記載及びアクセスでの平等の確保
	特定の公衆（障がい者等）のアクセスの確保
	デジタル化・オンライン提供
	展示の充実
	請求処理の向上・機密指定解除
	アーカイブズの適切な保存・コレクション等
利用者サービスの向上	利用者の便益の向上・利用者体験の改善
	利用者・コミュニティの参加
	アーカイブズ施設の充実
	利用者の増加
政府に対する貢献	政府デジタル化の支援
	機関が保存する記録への管理強化
	国家サービスへの関与
職員力の向上等	職員の能力向上
	職員の多様性の増大
	職場・組織の文化・環境の改善
社会的貢献	歴史・教育・啓発
	社会的包摂
	持続可能性
	学術・研究面での貢献
	文化との連携
	経験・伝統・文化・歴史の発見
内外との協力	国内協力
	国際協力

そして、第2章で、その第2次要素に当てはまる小項目をそれぞれに配し、その有無を取りまとめる。第3章では、第2章の結果をもとにその動向を明らかにする。

2 研究結果

本章では、第2次要素に当てはまる小項目をそれぞれに配し、その有無を取りまとめる。本章における小項目及び小項目に係る記述については、各国の戦略計画からの引用である。なお、1つの小項目が、複数の第2次要素に当てはまることもある。

2. 1 アクセスの重要性

2. 1. 1 特定のコミュニティのアーカイブズの記載及びアクセスでの平等の確保

本要素については、アメリカ、カナダ、オーストラリアの3か国で、その記載が確認できた。具体的には、アメリカは、「2026会計年度¹³までに、NARA¹⁴は、『国立公文書館目録』にある、時代にそぐわない記述を訂正し、サービスが十分に行き渡っていないコミュニティ¹⁵にとって重要な記録へのアクセスを増大する市民参加プロジェクトを優先的に行うため、伝統的なサービスが十分に行き渡っていないコミュニティと協働する」、「2026会計年度までに、NARAは、保管アーカイブズの85%を処理し、精度の高い記述を増やし、サービスが十分に行き渡っていないコミュニティに関連するアーカイブ記録の発見とそれへの公共アクセスにおける平等を促進する」と記述している。カナダは、「敬意を持った記述」という小項目の中で、例えば、「文化的儀礼を尊重し、文化的機微を踏まえた、歴史的に正確な方法に留意してコレクションを記述」、「先住民コミュニティと協働するにあたって、記録を植民地だった過去の語彙から解放、自分自身で声を発することを保証」について記述している¹⁶。また、「包摂に向けた戦略」という小項目の中で、例えば、「真のカナダを叙述するため、歴史的に排除されてきた人々と直接協働することによるコレクションの拡大」について記述している¹⁷。オーストラリアは、「コミュニティへの敬意ある関与を通じて、アボリジニ・トレス海峡諸島先住民戦略とタンダンヤ宣言¹⁸のコミットメントと価値を組み込む」と記述している。

2. 1. 2 特定の公衆（障がい者等）のアクセスの確保

本要素については、フランスの戦略計画のみで、その記載が確認できた。具体的には「私たちの公衆とその期待をよりよく知る」という小項目の中で、例えば、「特定の公衆（障がいを負った人々、文化から遠く隔たった公衆）のニーズに適合」について記述している¹⁹。

2. 1. 3 デジタル化・オンライン提供

本要素については、5か国の戦略計画とも、その記載が確認できた。特にオーストラリア、フランスは多くの小項目が該当している。具体的には、アメリカは、「2026会計年度までに、NARAは5億ページの記録をデジタル化し、『国立公文書館目録』を通して、それらをオンラインで一般の利用に供する」と記述している。カナダは、「オンライン・コンテンツの増大」という小項目の中で、例えば、「利用者と積極的に協働することによるデジタル化コンテンツの選択」、「新技術による同コンテンツへのアクセスのスピードアップ」について記述している²⁰。また、「敬意を持った記述」という小項目の中で、例えば、「特に先住民コミュニティと積極的に協働し、独自の方法でコレクションを保存し利用するのに必要なツールとトレーニングを提供（先住民の記録のデジタル化の増大を含む）」について記述している²¹。オーストラリアは、「デジタル情報の保存とアクセスのための、安全で末端にまで至る統合アーカイブズ管理システムを提供する」、「サイバースペース上で安全な次世代デ

デジタルアーカイブを提供し維持する」、「国家デジタル化戦略を実施し、国のアーカイブ・コレクションの30%をデジタル化してアクセス可能にする」と記述している。その他にも関係の記述が確認できる²²。フランスは、「記録とデータへの統一的なアクセスを構築する」という小項目の中で、例えば、「バーチャル目録室は、例えばアーカイブされたフォンドへの単一の入り口に」について記述している²³。また、「新たなデジタル・コーパス²⁴のネット上での提供」という小項目の中で、例えば、「需要に応じたデジタル化サービスの提供」について記述している²⁵。さらに、「国家戦略データを永続させる」という小項目の中で、例えば、「ADAMANT²⁶プログラムを開始し、省庁間ソフトウェア・ソリューションVITAM²⁷に支えられながら、アーカイブズ・チェーンのツール、手続、組織を、オープンデジタルデータの取り扱いという課題に対して適応させる」について記述している²⁸。その他にも関係の記述が確認できる²⁹。イギリスは、「政府と裁判所に対する新しい総合的なサービスとサポート提供に支えられ、デジタルアーカイブは前年比幾何級数的に増加」、「学校とのつながりを拡大し、我々が教育の現場とのオンラインのセッションと教師への我々のオンラインリソースを通じてすでに構築している330万件のつながりを、前年比で10%増やす」、「オンライン上のつながりを強化し、より多くの人々が我々のコンテンツに出会うことを容易にし、アクセスしやすく、満足度の高い体験を提供することで、デジタルサービスへの訪問者数を『10年で10倍』にすることを目指す」と記述している。

2. 1. 4 展示の充実

本要素については、アメリカ、カナダ、フランス、イギリスの4か国の戦略計画でその記載が確認できた。具体的には、アメリカは、「2026会計年度までに、NARAは、ミュージアム、教育、並びに公平性、アクセス可能性及び多様性におけるリーダーシップを示す公衆プログラミングの国家プログラムを提供する」と記述している。カナダは、「コレクションをコンテキストの中に置く」という小項目の中で、例えば、「テーマに基づいたコレクションやプログラムの提供、コレクション活用の奨励」について記述している³⁰。フランスは、「市民の足取りに合わせてアーカイブズを展示する」という小項目の中で、例えば、「国と地域（パリ市、マレ地区、プレーヌ・コムーネ地域）の文化・芸術行事の中で、文化遺産と現代的創造を組み合わせしていく」、「国家団結政策としてこれまで原本でアプローチすることができなかった歴史の道標を構成する象徴的記録を呈示」について記述している³¹。また、「ピエールフィット・シュル・セヌにおいて、常設展示を行う」という小項目の中で、例えば、「展示の方向としては、歴史的アプローチを重視」について記述している³²。イギリスは、「新たな巡回展示プログラム」と記述している。

2. 1. 5 請求処理の向上・機密指定解除

本要素については、アメリカ、カナダ、フランスの3か国の戦略計画で、その記載が確認できた。具体的には、アメリカは、「2026会計年度までに、利用者の請求の95%が、所定の時間内に対応可能になるようにする」、「2026会計年度までに、NARAは、非機密指定記録への情報自由法に基づく複雑な開示請求の処理の開始までに要する時間を削減する」、「2026会計年度までに、NARAは、保管アーカイブズの85%を処理し、精度の高い記述を増やし、サービスが十分に行き渡っていないコミュニティに関連するアーカイブズ記録の発見とそれへの公共アクセスにおける平等を促進する」と記述している。カナダは、「情報へのアクセス」という小項目の中で、例えば、「情報及びプライバシー

一に対するアクセス請求に対する新しい提供システムによる多くの請求への対応の迅速化」について記述している³³。フランスは、「機密性を失ったアーカイブズの機密指定解除を促進する」という小項目の中で、例えば、「公開可能ではない資料の機密指定解除の取組み、特に研究者によりなされた規程外の先行アクセス要求への取組みに集中」、「作成元機関との対話を強化することによって、自由に公開できない資料中で機微性を失ったものについて、機密指定解除のプロセスを加速」について記述している³⁴。

2. 1. 6 アーカイブズの適切な保存・コレクション等

本要素については、カナダ、オーストラリア、フランス、イギリスの4か国の戦略計画で、その記載が確認できた。特に、オーストラリア、フランス、イギリスは多くの小項目が該当している。具体的には、カナダは、「保存への関与」という小項目の中で、例えば、「アナログコレクションの一部を保管庫へ移動」、「デジタルコンテンツ用の所蔵容量を増加させるための保存センターの拡充」について記述している³⁵。オーストラリアは、「国の紙、音と映像のアナログ・アーカイブコレクションを維持する」、「政府保管記録のすべてを統合するための統合保管戦略及びデジタル化・保存施設を導入し、機関規模のデジタル化と紙の記録の適切な処分を実施する」、「国家保存戦略をすべての危機に瀕したコレクションが保存されるよう適用する」と記述している。その他にも関係の記述が確認できる³⁶。フランスは、「アーカイブズのメタデータに関する質の高い計画を作り上げる」という小項目の中で、例えば、「既存のメタデータの縦割り構造を解消し、均質なアーカイブズ・メタデータを作成」について記述している³⁷。また、「国家戦略データを永続させる」という小項目の中で、例えば、「収集行為と受け入れ数量の増大、デジタル化プログラムに由来するファイルの確認と永続化等に対応して、新しいシステムを運営し、進化を継続」について記述している³⁸。さらに、「伝統的媒体の保存施策を一元化する」という小項目の中で、例えば、「より網羅的で統一性のある情報整理のため、データ集の一元化を目指す方法論を決定」、「予防的保存の行動を適切なものにしていくため、特殊でしばしば最も脆弱な媒体（大きな規格、写真や視聴覚のアーカイブズ）に対して注意を払う」について記述している³⁹。その他にも関係の記述が確認できる⁴⁰。イギリスは、「約1000万人の公務員の人事関係記録の移管を完遂し、効果的なアクセスサービスを適切に提供」、「包摂的なアーカイブズ活動に基づいた新しいコレクションポリシー」、「保有場所にかかわらず公的デジタル記録の保存リスクの低減」と記述している。その他にも関係の記述が確認できる⁴¹。

2. 2 利用者サービスの向上

2. 2. 1 利用者の便益の向上・利用者体験の改善

本要素については、アメリカ、カナダ、フランスの3か国の戦略計画で、その記載が確認できた。特に、カナダ、フランスは多くの小項目が該当している。具体的には、アメリカは、「2026会計年度までに、利用者の請求の95%が、所定の時間内に対応可能になるようにする」、「2026会計年度までに、NARAは、非機密指定記録への情報自由法に基づく複雑な開示請求の処理の開始までに要する時間を削減する」、「2026会計年度までに、NARAは、利用者のフィードバックを把握するために、組織内コミュニケーションとサービス手段を近代化し、利用者の体験を継続的に改善する」と記述している。カナダは、「利用者に優しいウェブの存在」という小項目の中で、例えば、「サイトの集約化」、「アプローチの簡略化」、「データベースの集中検索（機能）への統合による検索体験の改善」

について記述している⁴²。また、「セルフサービスでのアクセス」という小項目の中で、例えば、「平易な言語の明確な検索ツールとともに、特定のターゲットグループのニーズに狙いを定めたオンライン検索ガイドの提供による利用者への支援」について記述している⁴³。さらに、「政府の記録への容易なアクセス」という小項目の中で、例えば、「アーカイブズとして価値のある記録の大半を政府からLAC⁴⁴のコレクションに移管」、「セキュリティ上、プライバシー上の制限を減らし、迅速なアクセスを実現」について記述している⁴⁵。その他にも関係の記述が確認できる⁴⁶。フランスは、「利用者に寄り添い、手続を簡素化する」という小項目の中で、例えば、「サービス・イベント等への明快なアクセスと総合的な可視性を保証」、「インターネットサイトの改善」について記述している⁴⁷。また、「市民の窓口を開設する」という小項目の中で、例えば、「既存のものを調整し、標準化、プロファイル化、簡素化されたデジタル/物理的受付サービスの特定の手順を示す」について記述している⁴⁸。さらに、「新たなデジタル・コーパスのネット上での提供」という小項目の中で、例えば、「アーカイブズ・コーパスとして参照され、国内外の需要に応じて多種多様な利用を促すことができる提供方を構築」について記述している⁴⁹。その他にも関係の記述が確認できる⁵⁰。

2. 2. 2 コミュニティ・利用者の参加

本要素については、カナダ、オーストラリア、フランスの3か国の戦略計画で、その記載が確認できた。具体的には、カナダは、「より多くのコミュニティの関与」という小項目の中で、例えば、「コミュニティの参加の枠組みを開発することにより、幅広いコミュニティと接触し、彼らの話に耳を傾ける」について記述している⁵¹。オーストラリアは、「いかに利用者がコレクションに関与するかについてのデザインと到達範囲を、再検討する」と記述している。フランスは、「参加過程を拡大する」という小項目の中で、例えば、「貢献を願う『行動する利用者』を活用しサービスデザインの新たな方向性を定義」、「研究研修や参加型研修を促進」、「オンライン上の共同活動も拡大」について記述している⁵²。

2. 2. 3 アーカイブズ施設の充実

本要素については、カナダ、オーストラリア、フランス、イギリスの4か国の戦略計画で、その記載が確認できた。具体的には、カナダは、「国家認識プログラム」という小項目の中で、例えば、「新たなAdisöke⁵³施設のオープンによるLACの認知度の劇的向上」について記述している⁵⁴。また、「保存への関与」という小項目の中で、例えば、「デジタルコンテンツ用の所蔵容量を増加させるための保存センターの拡充」について記述している⁵⁵。オーストラリアは、「国の首都での専用ビル建設のビジョンを実現する」と記述している。フランスは、「パリにおいて、歴史への明確な入り口を提供する」という小項目の中で、例えば、「パリ館はそのすべてが歴史的記念物として評価」、「スービーズ館の中庭とロマン様式の庭が公衆に開放され、さらに促進中」、「公衆に開放された区域は、敷地内の文化遺産修復・再開発事業（CAMUSプログラム）で公開区域は拡大中」について記述している⁵⁶。また、「収集のための施設の収蔵量を増大させる」という小項目の中で、例えば、「ピエールフィット・シュル・セヌ館について、100km³の収容量の拡張プロジェクトを実施（総計450km³以上に）」、「パリ館について、パリ公証人中央保存記録部の建物を改築、文化省中枢部分をパリ館へ移設」について記述している⁵⁷。イギリスは、「地方にある2番目の拠点のための事業計画の完成とそれに向けた大幅な進捗」と記述している。

2. 2. 4 利用者の増加

本要素については、イギリスの戦略計画のみで、その記載が確認できた。具体的には、「全体として訪問者の50%以上の増加」、「オンライン上のつながりを強化し、より多くの人々が我々のコンテンツに出会うことを容易にし、アクセスしやすく、満足度の高い体験を提供することで、デジタルサービスへの訪問者数を『10年で10倍』にすることを目指す」と記述している。

2. 3 政府に対する貢献

2. 3. 1 政府デジタル化の支援

本要素については、アメリカ、オーストラリアの2か国の戦略計画で、その記載が確認できた。具体的には、アメリカは、「2026会計年度までに、NARAは、透明かつ包摂的で、完全にデジタル化された政府を支援するため、方針、要求事項を提供し、管理を行う」と記述している。オーストラリアは、「100%の連邦機関がすべての情報をデジタル処理できるように、実務の改善を促進する」と記述している。

2. 3. 2 機関が保存する記録への管理強化

本要素については、アメリカ、フランスの2か国の戦略計画で、その記載が確認できた。具体的には、アメリカは、「2026会計年度までに、NARAは、信頼できる保管場所及び現在進行形の電子記録へのアクセスにおけるデジタル保存のリスク管理計画及びリスクの軽減を可能とすべく、機関が保存する記録への物理的及び知的管理を強化する」と記述している。フランスは、「国家戦略データを永続させる」という小項目の中で、例えば、「ADAMANTプログラムを開始し、省庁間ソフトウェア・ソリューションVITAMに支えられながら、アーカイブズ・チェーンのツール、手続、組織を、ポーンデジタルデータの取り扱いという課題に対して適応させる」、「全ての公的機関の利益となる中間アーカイブズの管理のために構想された省庁間プログラムVITAMに対する関与を維持」について記述している⁵⁸。

2. 3. 3 国家サービスへの関与

本要素については、オーストラリア、フランス、イギリスの3か国の戦略計画で、その記載が確認できた。特に、オーストラリアは多くの小項目が該当している。具体的には、オーストラリアは、「公記録と将来の情報に関する政策への信頼の構築の実施を含む、全政府の情報・データ政策でのリーダーシップを発揮する」、「公式記録の完全性を確保しつつ、政策調査、スキル研修、情報専門家の育成をもって、政府の情報・データの政策と管理基準のための活動を主導する」、「100%の連邦機関がすべての情報をデジタル処理できるように、実務の改善を促進する」と記述している。その他にも関係の記述が確認できる⁵⁹。フランスは、「国家サービスの信頼できるパートナーとなる」という小項目の中で、例えば、「専門性（情報管理、デジタル化等）を明確化」、「関与と手続き（基準、手引き）を透明化」、「行政サービスの提供（開示請求に対する教示、適用除外、機密指定解除等）を公式化」について記述している⁶⁰。イギリスは、「アーカイブズ・アンロックト⁶¹—アーカイブズについての政府のビジョン—の更新されたバージョン」と記述している。

2. 4 職員力の向上等

2. 4. 1 職員の能力向上

本要素については、アメリカ、オーストラリア、フランスの3か国の戦略計画で、その記載が確認できた。具体的には、アメリカは、「2026会計年度までに、NARAは、機関横断的に、業績、定着、関係性の改善のために職員が受ける効果的なコーチングの頻度を50%高める」と記述している。オーストラリアは、「利用者中心の、デジタル技術を備えた職員の積極的リーダーシップを育成するため、職員戦略と能力枠組みを施行する」と記述している。フランスは、「フランスと国際問題に関する専門能力を育成する」という小項目の中で、例えば、「高レベルの最初期教育、フランス人・外国人のアーカイブズ及び文化遺産の専門家の継続的育成、文化省、国立文化遺産機構、国立古文書学校、アーカイブズ学と保存に関する大学教育とのパートナーシップによる専門性の共有のための活動を組織化し追求」について記述している⁶²。

2. 4. 2 職員の多様性の増大

本要素については、アメリカ、カナダの2か国の戦略計画で、その記載が確認できた。具体的には、アメリカは、「2026会計年度までに、NARAは、GS-12⁶³又はそれ以上の基幹職について、文民労働力人口（CLF）を反映するよう、職員の多様性を増大させる」と記述している。カナダは、「包摂的な雇用の実践」という小項目の中で、例えば、「すべてのバックグラウンドの人々を惹きつけ雇用し、より多様な労働力と包括的な職場を創設する新たな戦略の開発」、「3年毎の統合人事管理戦略の改訂により、包括的に未来へと移行するスキルと知識を獲得」、「First Nations、Inuit及び Métis Nation⁶⁴のリクルートと雇用維持の戦略」について記述している⁶⁵。

2. 4. 3 職場・組織の文化・環境の改善

本要素については、アメリカ、カナダの2か国の戦略計画で、その記載が確認できた。具体的には、アメリカは、「2026会計年度までに、NARAは、職員が、機関の使命とつながっていると感じさせ、全潜在能力にかなう貢献をすることを可能にする、市民との相互作用、公正性、包摂性を促進する文化を育成する」、「2026会計年度までに、NARAは、機関が昇進機会を提供していることに同意する職員数を50%増大させる」と記述している。カナダは、「協働の文化」という小項目の中で、例えば、「情報の共有のための開かれたチャンネルの創設によるチームワークの奨励と支援を行い、職員を尊重する労働文化を育成」、「実務と学際のコミュニティを使って、知識共有のみならず、成長と革新のための新たな機会を提供」、「働き方とサービス提供の新たな方法を模索」、「ハイブリッドの業務モデルによる職場利用の最大化と業務ニーズの達成」について記述している⁶⁶。また、「戦略的なガバナンス」という小項目の中で、例えば、「セクター間の役割と責任を明確化し、より良い意思決定プロセスを実行し、委員会がより代表性があることを保証し、成長と改革の障壁となる縦割りを回避」について記述している⁶⁷。

2. 5 社会的貢献

2. 5. 1 歴史・教育・啓発

本要素については、アメリカ、カナダ、フランス、イギリスの4か国の戦略計画で、その記載が確認できた。特に、フランスは多くの小項目が該当している。具体的には、アメリカは、「2026会計

年度までに、NARAは、ミュージアム、教育、並びに公平性、アクセス可能性及び多様性におけるリーダーシップを示す公衆プログラミングの国家プログラムを提供する」と記述している。カナダは、「新しい利用者に手を差し伸べる」という小項目の中で、例えば、「教育機関等と連携して若者に手を差し伸べ、歴史と文化につながることを奨励」、「ワークショップ、ツアー、授業により、他の多様な利用者をコレクションに案内」、「現実と仮想空間双方の来館者を対象とする国の公共プログラム戦略」について記述している⁶⁸。フランスは、「市民の足取りに合わせてアーカイブズを展示する」という小項目の中で、例えば、「国家団結政策としてこれまで原本でアプローチすることができなかった歴史の道標を構成する象徴的記録を呈示」について記述している⁶⁹。また、「若い市民の教育のためにアーカイブズを活用する」という小項目の中で、例えば、「現代的な政治的・社会的課題のよりよい理解の観点から、歴史的知見を活用し、批判精神の開拓を促進するための原資料の分析と対照に基づき活動」、「個人と市民の育成や解放に資する、芸術・文化教育に貢献」、「道徳・公民教育とメディア・情報リテラシーを支援」について記述している⁷⁰。さらに、「公共政策上の利益のため、再利用を促進する」という小項目の中で、例えば、「大衆に対して市民的・社会的側面を強く持つテーマについての歴史的貢献を知ってもらう」について記述している⁷¹。その他にも関係の記述が確認できる⁷²。イギリスは、「初期において年に10,000人の学生を対象とする新しい地域学習プログラム」、「学校とのつながりを拡大し、我々がすでに、教育の現場とのオンラインのセッションと教師へのオンラインリソースを通じて構築している330万件のつながりを、前年比で10%増やす」、「我々の学習プログラムへの参加者の倍増」と記述している。

2. 5. 2 社会的包摂

本要素については、アメリカ、カナダの2か国の戦略計画で、その記載が確認できた。具体的には、アメリカは、「2026会計年度までに、NARAは、保管アーカイブズの85%を処理し、精度の高い記述を増やし、サービスが十分に行き渡っていないコミュニティに関連するアーカイブ記録の発見とそれへの公共アクセスにおける平等を促進する。」、「2026会計年度までに、NARAは、『国立公文書館目録』にある、時代にそぐわない記述を訂正し、サービスが十分に行き渡っていないコミュニティにとって重要な記録へのアクセスを増大する市民参加プロジェクトを優先的に行うため、伝統的なサービスが十分に行き渡っていないコミュニティと協働する。」と記述している。カナダは、「包摂に向けた戦略」という小項目の中で、例えば、「真のカナダを叙述するため、歴史的に排除されてきた人々と直接協働することによるコレクションの拡大」について記述している⁷³。また、「敬意を持った記述」という小項目の中で、例えば、「文化的儀礼を尊重し、文化的機微を踏まえた、歴史的に正確な方法に留意してコレクションを記述」、「先住民コミュニティと協働するにあたって、記録を植民地だった過去の語彙から解放、自分自身で声を発することを保証」、「First Nations, Inuit 及び Métis Nationと積極的に協働し、独自の方法でコレクションを保存し利用するのに必要なツールとトレーニングを提供（対象調査サービス、先住民記録のデジタル化、先住民言語での文化的資料アクセス）」について記述している⁷⁴。さらに、「包摂的な雇用の実践」という小項目の中で、例えば、「すべてのバックグラウンドの人々を惹きつけ雇用し、より多様な労働力と包括的な職場を創設する新たな戦略の開発」、「3年毎の統合人事管理戦略の改訂により、包括的に未来へと移行するスキルと知識を獲得」、「First Nations, Inuit 及び Métis Nationのリクルートと雇用維持の戦略」について記述している⁷⁵。

2. 5. 3 持続可能性

本要素については、カナダ、フランス、イギリスの3か国の戦略計画で、その記載が確認できた。具体的には、カナダは、「持続可能な開発」という小項目の中で、例えば、『LAC持続可能開発戦略』による、カナダの貴重な遺産資料を所蔵する建物の緑化、エネルギー消費量の低減、二酸化炭素排出総量の削減、「LACはカーボンニュートラルという最終的なゴールに向けて明確な目標」、「カティノーLAC保存庫は政府緑化戦略を最初に満たし、カナダ最初の二酸化炭素純排出量ゼロの建物」、「Ādisōke施設も二酸化炭素純排出量ゼロに」について記述している⁷⁶。フランスは、「収集のための施設の収蔵量を増大させる」という小項目の中で、例えば、「持続可能な開発に特に注意して実施」について記述している⁷⁷。イギリスは、「我々が国家のアーカイブズになるべくコレクションの充実を支援するため整備された持続可能なインフラ」と記述している。

2. 5. 4 学術・研究面での貢献

本要素については、オーストラリア、フランス、イギリスの3か国の戦略計画で、その記載が確認できた。具体的には、オーストラリアは、「政策調査、スキルトレーニング、情報専門家育成へ投資し、中核的研究拠点⁷⁸を創設する」と記述している。フランスは、「私たちの使命と関連付けられる研究プログラムを確立する」という小項目の中で、例えば、「アーカイブズ学、組織の歴史、文化遺産学、データ・サイエンスについての研究努力に焦点を当て、私たちの活動分野を、観察と実験の場とする」、「新ツールのコンセプトの評価プロジェクト、フォンドについての理解やアーカイブズに関する社会的需要の研究」、「教育、経験の共有、共同プロジェクトでの協力を通じて、アーカイブズ・ネットワークに対する国家的な責任と役割をより引き受ける」について記述している⁷⁹。また、「学術研究の影響力のあるパートナーであり続ける」という小項目の中で、例えば、「フォンドに立脚するプログラムの支援」、「私たちの有する資源に対する視点を刷新し広げるために、単なる歴史学を超えた複数の学問によるアプローチを特に支える」について記述している⁸⁰。イギリスは「研究でのつながりを強化し、特に我々のコレクションが関連性を有するより影響力の強い研究を支援する。」と記述している。

2. 5. 5 文化との連携

本要素については、フランスの戦略計画のみで、その記載が確認できた。具体的には「私たちの公衆とその期待をよりよく知る」という小項目の中で、例えば、「特定の公衆（障害を負った人々、文化から遠く隔たった公衆）のニーズに適合」、「遠ざけられたままの人々に文化遺産に最も効果的なアクセスを提供するための考察を行う」について記述している⁸¹。また、「パリにおいて、歴史への明確な入口を提供する」という小項目の中で、例えば、「パリ館はそのすべてが歴史的記念物として評価」、「スービーズ館の中庭とロマン様式の庭が公衆に開放され、敷地内の文化遺産修復・再開発事業（CAMUSプログラム）で公開区域は拡大中」について記述している⁸²。さらに、「市民の足取りに合わせてアーカイブズを展示する」という小項目の中で、例えば、「国と地域の文化芸術行事の中で文化遺産と現代的創造を組み合わせていく」について記述している⁸³。

2. 5. 6 経験・伝統・文化・歴史の発見

本要素については、カナダ、フランスの2か国の戦略計画で、その記載が確認できた。具体的には、カナダは、「「国家認識プログラム」という小項目の中で、例えば、「新しい利用者に手を差し延べ、カナダの経験を発見し理解」、「州と準州、公立図書館、地域社会と先住民グループとの間のパートナーシップを通じたカナダの伝統・文化の発見」について記述している⁸⁴。フランスは、「記憶に関する問題についての原資料に遡ることを促進する」という小項目の中で、例えば、「過去に対する、距離を置いた、文脈を考慮したアプローチのための資料の批判的な解釈を重視し、歴史の生成過程を明らかにしていく」について記述している⁸⁵。

2. 6 内外との協力

2. 6. 1 国内協力

本要素については、カナダ、フランスの2か国の戦略計画で、その記載が確認できた。具体的には、カナダは、「国内と国際のパートナーシップ」という小項目の中で、例えば、「LACが国内・国際のコミュニティと協力しながら、専門性を開発し、それを世界と共有」、「大学、研究機関等と協働し、LACの専門家（の技術）が、最新の進捗状況を維持し、未来世代を訓練するプログラムとのつながりを確保」、「デジタル人文学や倫理的人工知能といった他領域の業績からも利益」、「様々な中央政府機関と緊密に連携」、「政府部局とのパートナーシップの方法を模索」について記述している⁸⁶。また、「GLAM⁸⁷セクターとの協力」という小項目の中で、例えば、「国の内外において、GLAMsとの新たなパートナーシップを見出すことで、新たな利用者を発見し、現出する課題に係る対話に貢献」、「Planned GLAM think tankはポストコロナ時代におけるGLAMsの将来に関する重要な議論の出発点に」について記述している⁸⁸。フランスは、「省庁のアーカイブズ部局とより能動的に協力する」という小項目の中で、例えば、「保存する記録への理解等により、省庁のアーカイブズ部局を支え、収集においてより積極的な役割を果たす」、「収集範囲の拡大のため、地域公文書館ネットワークとより正式に協議」、「共有的な保存に関して、補完的な公的・私的フォンドを収集する他のアーカイブズ機関等との関係を発展」について記述している⁸⁹。また、「公共政策上の利益のため、再利用を促進する」という小項目の中で、例えば、「科学的行動を支援するため、研究部門や省庁の歴史委員会と特別なパートナーシップを構築」について記述している⁹⁰。さらに、「フランスと国際問題に関する専門能力を育成する」という小項目の中で、例えば、「高レベルの最初期教育、フランス人・外国人のアーカイブズ及び文化遺産の専門家の継続的育成、文化省、国立文化遺産機構、国立古文書学校、アーカイブズ学と保存に関する大学教育とのパートナーシップによる専門性の共有のための活動を組織化し追求」について記述している⁹¹。

2. 6. 2 国際協力

本要素については、カナダ、オーストラリア、フランス、イギリスの4か国の戦略計画で、その記載が確認できた。具体的には、カナダは、「国内と国際のパートナーシップ」という小項目の中で、例えば、「LACが国内・国際のコミュニティと協力しながら、専門性を開発し、それを世界と共有」について記述している⁹²。また、「GLAMセクターとの協力」という小項目の中で、例えば、「国の内外において、GLAMsとの新たなパートナーシップを見出すことで、新たな利用者を発見し、現出する課題に係る対話に貢献」、「Planned GLAM think tankはポストコロナ時代におけるGLAMsの将来に関す

る重要な議論の出発点に」について記述している⁹³。オーストラリアは、「太平洋地域の国立公文書館の能力を強化し、記録遺産を保存するためデジタルアーカイブを実装する。」と記述している。フランスは、「記憶に関する問題についての原資料に遡ることを促進する」という小項目の中で、例えば、「記憶の構築、アーカイブズの収集、整理、仲介とイベントのツールについての企画の取組みは、協同的で包摂的な手法で（必要であれば、「記憶の共有」という文脈の中で、フランスと外国の他のアーカイブズサービスとのパートナーシップに基づき）行われる。」について記述している⁹⁴。また、「文書のリポジトリ（データベース）を開発する」という小項目の中で、例えば、「フォンドに関する研究プログラムに関連し、公文書館や国際公文書館会議など標準化プロセスの開発に携わる外国のパートナーのネットワークと連携してリポジトリ（データベース）プロジェクトの範囲を拡大」について記述している⁹⁵。さらに、「フランスと国際問題に関する専門能力を育成する」という小項目の中で、例えば、「国際アーカイブズ技術研修の新たな枠組みの構想と実施に参画」について記述している⁹⁶。イギリスは、「共有アーカイブズ遺産⁹⁷を代表するものを含む重要な国際的関心のあるコレクションへのアクセスの拡大を通じて、世界的つながりを強化する」と記述している。

2. 7 小括

第2章第1節から第6節の結果を、各国別に整理すると、第2次要素への小項目の当てはまりの有無は、次表のとおりまとめることができる。また考察の観点である掲載国数を付した。

表4 各国別戦略計画の記載状況

章・節・項 の番号	要素	アメリカ	カナダ	オーストラリア	フランス	イギリス	掲載国数
2. 1	アクセスの重要性						
2. 1. 1	特定のコミュニティのアーカイブズの記載及びアクセスでの平等の確保	○	○	○	×	×	3
2. 1. 2	特定の公衆（障がい者等）のアクセスの確保	×	×	×	○	×	1
2. 1. 3	デジタル化・オンライン提供	○	○	○	○	○	5
2. 1. 4	展示の充実	○	○	×	○	○	4
2. 1. 5	請求処理の向上・機密指定解除	○	○	×	○	×	3
2. 1. 6	アーカイブズの適切な保存・コレクション等	×	○	○	○	○	4
2. 2	利用者サービスの向上						
2. 2. 1	利用者の便益の向上・利用者体験の改善	○	○	×	○	×	3
2. 2. 2	利用者・コミュニティの参加	×	○	○	○	×	3
2. 2. 3	アーカイブズ施設の充実	×	○	○	○	○	4
2. 2. 4	利用者の増加	×	×	×	×	○	1
2. 3	政府に対する貢献						

2.3.1	政府デジタル化の支援	○	×	○	×	×	2
2.3.2	機関が保存する記録への管理強化	○	×	×	○	×	2
2.3.3	国家サービスへの関与	×	×	○	○	○	3
2.4	職員力の向上等						
2.4.1	職員の能力向上	○	×	○	○	×	3
2.4.2	職員の多様性の増大	○	○	×	×	×	2
2.4.3	職場と組織の文化・環境の改善	○	○	×	×	×	2
2.5	社会的貢献						
2.5.1	歴史・教育・啓発	○	○	×	○	○	4
2.5.2	社会的包摂	○	○	×	×	×	2
2.5.3	持続可能性	×	○	×	○	○	3
2.5.4	学術・研究面での貢献	×	×	○	○	○	3
2.5.5	文化との連携	×	×	×	○	×	1
2.5.6	経験・伝統・文化・歴史の発見	×	○	×	○	×	2
2.6	内外との協力						
2.6.1	国内協力	×	○	×	○	×	2
2.6.2	国際協力	×	○	○	○	○	4

3 考察

本章では、第2章の結果をもとに、その傾向を考察する。具体的には、記載した国が多かった第2次要素と少なかった第2次要素について確認していく。

まず、5か国の戦略計画すべてで記載があった第2次要素は、「デジタル化・オンライン提供」の1件である。「デジタル化・オンライン提供」については、デジタルコンテンツの増大、デジタル化に対応したシステムの整備等が記述されているが、これは各国に共通の環境変化である「デジタル化等の技術の進捗に伴うアクセスや利用者サービスの飛躍的進歩の要請」への適応の一環として、各国が戦略計画に記述していると考えられる。

次に、4か国の戦略計画で記載があった第2次要素は、「展示の充実」、「アーカイブズの適切な保存・コレクション等」、「アーカイブズ施設の充実」、「歴史・教育・啓発」、「国際協力」の5件である。

このうち、「展示の充実」については、歴史のテーマ等に沿った展示等が記述されているが、これは各国に共通の環境変化である「ナショナル・アイデンティの重要性の増大に伴う歴史への問いかけ」への適応の一環として、各国が戦略計画に記述していると考えられる。「アーカイブズの適切な保存・コレクション等」については、保存施設の拡充等デジタル化に伴う保存施策、伝統的（アナログ）媒体の保存施策等が記述されているが、これは各国に共通の環境変化である「デジタル化等の技術の進捗に伴うアクセスや利用者サービスの飛躍的進歩の要請」や「国民への説明責任を果たし、国のかたちや国家の記憶を伝承していくというアーカイブズの基本的使命への期待の一層の高まり」への適応の一環として、各国が戦略計画に記述していると考えられる。「アーカイブズ施設の

充実」については、新館の建設、収蔵量の増大等が記述されているが、これは各国に共通の環境変化である「国民への説明責任を果たし、国のかたちや国家の記憶を伝承していくというアーカイブズの基本的使命への期待の一層の高まり」への適応の一環として、各国が戦略計画に記述していると考えられる。「歴史・教育・啓発」については、歴史的知見の活用、学校教育との連携等が記述されているが、これは各国に共通の環境変化である「ナショナル・アイデンティの重要性の増大に伴う歴史への問いかけ」への適応の一環として、各国が戦略計画に記述していると考えられる。「国際協力」については、外国のGLAMやアーカイブズとのパートナーシップ等が記述されているが、これは各国に共通の環境変化である「アーカイブズをめぐる国際化の必要性の増大」への適応の一環として、各国が戦略計画に記述していると考えられる。

一方、1か国の戦略計画でのみ記載があった第2次要素は、「特定の公衆（障がい者等）のアクセスの確保」、「利用者の増加」、「文化との連携」の3件である。

このうち、「特定の公衆（障がい者等）のアクセスの確保」については、フランスで「特定の公衆（障がいを負った人々、文化から遠く隔たった公衆）のニーズへの適応」が記述されており、同国独自の取組みとも考えられる一方、例えば、バリアフリーへの取組み等については、他の国で既に進んでおり、あえて戦略計画で記述しなかった可能性がある。「利用者の増加」については、イギリスで「来館者数の増加」、「デジタルサービスへの訪問者数の増加」が記述されており、同国独自の取組みとも考えられる一方、例えば、「利用者の便益の向上・利用者体験の改善」により、「利用者の増加」が結果的にもたらされる側面もあるものと考えられる。「文化との連携」については、フランスで「パリ館はそのすべてが歴史的記念物として評価」、「国・地域の文化芸術行事との連携」等が記述されており、同国独自の取組みとも考えられる一方、文化機関との連携という意味では、例えば、「国内協力」の中で、「GLAMセクターとの協力」を記述している他の国もある。

以上により、各国別の戦略計画の記載状況を明らかにした。

おわりに

「はじめに」で述べたように、諸外国の国立公文書館は、種々の環境変化に適応するため、戦略計画を策定し、新たな姿・役割を構築しようとしており、本稿では、第3章でその戦略計画の傾向を明らかにした。

今後、諸外国と同様の環境変化の渦中にある我が国国立公文書館でも、それへの適応として戦略計画の策定が必要となる可能性がある。その際には、本稿の考察が基礎的な要素として活用できるであろう。

具体的には、まず、5か国や4か国に記載があった第2次要素は、我が国が戦略計画を策定する場合の明確な手がかりとなる一方、1か国でのみ記載があった第2次要素については、当該国に特有の取組みとも考えられ、その点に留意する必要があるものの、必ずしも検討対象から除外されるべきものではないと思料される。

なお、本研究をより深化させるためには、各国別に研究結果についての背景に関する調査をさら進めていくことや、対象国の拡大等が考えられる。

¹ NATIONAL ARCHIVES and RECORDS ADMINISTRATION” 2022-2026 Strategic Plan” ,2022,

<https://www.archives.gov/files/about/plans-reports/strategic-plan/nara-2022-2026-strategic-plan-march-2022.pdf> (Accessed 2024. 11. 1)

² Library and Archives Canada “Vision 2030”

https://library-archives.canada.ca/eng/corporate/about-us/strategies-initiatives/vision2030/Documents/Visions2030-Roadmap2030_EN.pdf (Accessed 2024. 11. 1)

³ NATIONAL ARCHIVES OF AUSTRALIA “STRATEGY 2030”

https://www.naa.gov.au/sites/default/files/2021-11/NAA-Strategy-2030-V5_0.pdf (Accessed 2024. 11. 1)

⁴ ARCHIVES NATIONALES “STRATÉGIE 2021-2025”

<https://www.archives-nationales.culture.gouv.fr/documents/10157/11403/Strat%C3%A9gie+2021-2025+des+Archives+nationales/> (Accessed 2024. 11. 1)

⁵ THE NATIONAL ARCHIVES “Strategic priorities 2023-2027”

<https://cdn.nationalarchives.gov.uk/documents/archives-for-everyone-2023-27.pdf> (Accessed 2024. 11. 8)

⁶ 「戦略的優先事項」（2023～2027年）については、太田由紀「イギリス国立公文書館の4か年戦略優先事項（2023-2027）」『アーカイブズ』第92号（R6. 5. 31）に詳しい。

<https://www.archives.go.jp/publication/archives/no092/15216> (Accessed 2024. 12. 3)

⁷ 期間の始期は明記されていないが、ウェブサイトにて2022年6月に明らかにされたとの記述がある。

<https://library-archives.canada.ca/eng/corporate/about-us/strategies-initiatives/vision2030/Pages/vision2030.aspx> (Accessed: 2024. 12. 20)

⁸ 期間の始期は明記されていないが、前掲注3、p. 2. に「次の10年間の変革の旅」との記述がある。

⁹ NATIONAL ARCHIVES OF AUSTRALIA “CORPORATE PLAN 2022-23 COVERING REPORTING PERIODS 2022-23 TO 2025-26”

<https://www.naa.gov.au/sites/default/files/2022-08/naa-corporate-plan-2022-23.pdf> (Accessed 2024. 11. 14)

¹⁰ Délégation interministérielle aux archives de France “Cadre stratégique commun de modernisation des archives 2020 - 2024”

https://francearchives.gouv.fr/file/464e1ec31c5fad31daf150e695798d5e94c932a7/Cadre-strategique-archives_2020-2024_v20200408.pdf (Accessed 2024. 11. 14)

¹¹ 抽象度の高い目標的な項目である。

¹² 大項目を実務的な施策に落とし込んだ項目である。

¹³ 2025年10月1日から2026年9月30日まで

¹⁴ NATIONAL ARCHIVES and RECORDS ADMINISTRATION の略。アメリカ国立公文書記録管理院を指す。

¹⁵ 原文では、underserved communities とある。

¹⁶ 前掲注2、p. 10.

¹⁷ 前掲注2、p. 10.

¹⁸ 2019年にアベレードのタンダンヤ・アボリジニ文化施設で開催された第1回「先住民問題サミット」で採択された、先住民とその問題についてのアーカイブズによる最初の国際宣言のことである。

¹⁹ 前掲注4、p. 11.

²⁰ 前掲注2、p. 11

²¹ 前掲注2、p. 10.

²² 前掲注3、p. 10. で「デジタル出版戦略」に関しても記述している。

²³ 前掲注4、p. 19.

²⁴ デジタルで作成された資料集である。

²⁵ 前掲注4、p. 21.

²⁶ Accès et Diffusion des Archives et des Métadonnées des Archives Nationales dans le Temps
<https://www.archives-nationales.culture.gouv.fr/fr/web/guest/archiver-les-donnees-numeriques-adamant> (Accessed 2024. 12. 10)

²⁷ Valeurs immatérielles transmises aux archives pour mémoire

<http://www.programmevitam.fr/pages/presentation/> (Accessed 2024. 12. 10)

²⁸ 前掲注 4、p. 27.

²⁹ 前掲注 4、pp. 11-26. で「手続の簡素化」、「安全な遠隔アクセス機能」、「手書きの自動的認識」、「デジタルアーカイブの優先的収集」、「再利用の促進」に関しても記述している。

³⁰ 前掲注 2、p. 8.

³¹ 前掲注 4、p. 14.

³² 前掲注 4、p. 15.

³³ 前掲注 2、p. 8.

³⁴ 前掲注 4、p. 22.

³⁵ 前掲注 2、p. 11.

³⁶ 前掲注 3、pp. 9-10. で「統合アーカイブズ管理システムの提供」、「国家レファレンス戦略及び国家記述戦略の実施」に関しても記述している。

³⁷ 前掲注 4、p. 20.

³⁸ 前掲注 4、p. 27.

³⁹ 前掲注 4、p. 27.

⁴⁰ 前掲注 4、pp. 20-28. で、「フォンドの潜在的価値」「文書のリポジトリ（データベース）」、「再利用の促進」「施設の収蔵量の増大」に関しても記述している。

⁴¹ 前掲注 5、pp. 4-5. で、「議会公文書館のコレクションの移管」「コレクションの充実を支援する持続可能なインフラ」「コレクションを守り持続させる改良された遺産インフラ」に関しても記述している。

⁴² 前掲注 2、p. 8.

⁴³ 前掲注 2、p. 8.

⁴⁴ Library and Archives Canada

⁴⁵ 前掲注 2、p. 11.

⁴⁶ 前掲注 2、p. 8. で、「情報へのアクセス」、「新しい利用者に手を差し延べる」に関しても記述している。

⁴⁷ 前掲注 4、p. 11.

⁴⁸ 前掲注 4、p. 12.

⁴⁹ 前掲注 4、p. 21.

⁵⁰ 前掲注 4、pp. 11-25. で、「手書きの自動的認識」、「公衆とその期待をよりよく知る」、「アーカイブズ部局との能動的協力」に関しても記述している。

⁵¹ 前掲注 2、p. 13.

⁵² 前掲注 4、p. 12.

⁵³ アディソケ：アニシナーベ語（先住民の言語）で「物語を話すこと」を意味する。

⁵⁴ 前掲注 2、p. 8.

⁵⁵ 前掲注 2、p. 11.

⁵⁶ 前掲注 4、p. 14.

⁵⁷ 前掲注 4、p. 28.

⁵⁸ 前掲注 4、p. 27.

⁵⁹ 前掲注 3、pp. 8-11. で、「中核的研究拠点の創設」、「情報・データ管理について新技術と自動化を採用」、「政府と産業界のパートナーシップと商業的な機会への投資」、「最新の立法、政策、手続により、現代的統治を実現」に関しても記述している。

⁶⁰ 前掲注 4、p. 26.

⁶¹ 原文では、ARCHIVES UNLOCKED とある。

<https://cdn.nationalarchives.gov.uk/documents/archives/Archives-Unlocked-Accessibility-Version.pdf> (Accessed 2024. 12. 10)

⁶² 前掲注 4、p. 29.

⁶³ 国家公務員一般俸給表 12 級のことである。

⁶⁴ カナダの先住民コミュニティのことである。

⁶⁵ 前掲注 2、p. 15.

- ⁶⁶ 前掲注2、p. 15.
⁶⁷ 前掲注2、p. 15.
⁶⁸ 前掲注2、p. 8.
⁶⁹ 前掲注4、p. 14.
⁷⁰ 前掲注4、p. 16.
⁷¹ 前掲注4、p. 26.
⁷² 前掲注4、pp. 15-16. で、「ピエールフィット・シュル・セヌにおける常設展示」、「記憶に関する問題について原資料に遡ること」に関しても記述している。
⁷³ 前掲注2、p. 10.
⁷⁴ 前掲注2、p. 10.
⁷⁵ 前掲注2、p. 15.
⁷⁶ 前掲注2、p. 15.
⁷⁷ 前掲注4、p. 28.
⁷⁸ 原文では、Centres of Excellence とある。
⁷⁹ 前掲注4、p. 28.
⁸⁰ 前掲注4、p. 29.
⁸¹ 前掲注4、p. 11.
⁸² 前掲注4、p. 14.
⁸³ 前掲注4、p. 14.
⁸⁴ 前掲注2、p. 8.
⁸⁵ 前掲注4、p. 16.
⁸⁶ 美術館 (Galleries)、図書館 (Libraries)、公文書館 (Archives)、博物館 (Museums) のことである。
⁸⁷ 前掲注2、p. 13.
⁸⁸ 前掲注2、p. 13.
⁸⁹ 前掲注4、p. 25.
⁹⁰ 前掲注4、p. 26.
⁹¹ 前掲注4、p. 29.
⁹² 前掲注2、p. 13.
⁹³ 前掲注2、p. 13.
⁹⁴ 前掲注4、p. 16.
⁹⁵ 前掲注4、p. 21.
⁹⁶ 前掲注4、p. 29.
⁹⁷ 複数の共同体、国、地域の歴史・文化遺産に関連するアーカイブズについて、国際公文書館会議に共有アーカイブズ遺産専門家グループが置かれている。
<https://www.ica.org/ica-network/expert-groups/egsah/> (Accessed 2025. 2. 18)

(総務課専門官)

付記：本稿入稿後、オーストラリア国立公文書館の「戦略 2030」(“STRATEGY2030”) が、2024 年 12 月 18 日付で発表された「戦略 2025-2030」(“STRATEGY2025-2030”) により代替されたことが分かった。本稿と併せてご参照頂きたい。